

岩手緊急事態宣言期間における市主催の行事・会議等の対応方針について

令和3年8月12日に岩手県が「岩手緊急事態宣言」を発出したことに伴い、緊急事態宣言適用期間における市主催の行事・会議等の対応については、次のとおりとする。

ただし、国・県内の状況が変わった場合等においては、その都度対応方針を見直すものとする。

適用期間 令和3年8月12日（木）から岩手緊急事態宣言が終了するまで

- 1 行事・会議等について、不特定多数の方が参加する場合又は事前に参加者名簿の作成が困難である場合は、中止又は延期の検討をする。
- 2 会議は、可能な限りリモートによる会議の開催や書面による実施、会議の延期、規模縮小などを検討する。
- 3 予定どおり行事・会議等を行う場合は、基本的な感染対策を行うことに加え、必ず参加者名簿を作成する。

<行事・会議等を開催する場合の留意事項>

- ・徹底した感染防止対策に努めること。
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼び掛けること。
- ・参加者の検温を実施すること。
- ・参加時、体調の悪い方または2週間以内に県外の方との接触があった場合には、参加を控えていただくことを伝えること。
- ・会場の入り口にアルコール消毒液を設置すること。
- ・こまめに換気を行うこと。
- ・密閉、密集、密接の重なる三密を回避するだけでなく、二つあるいは一つの密であっても回避すること。
- ・会場内での大声での発声、近距離での会話等は避けること。
- ・やむを得ない事情等により、県外から岩手県に来県された方は、来県後2週間はそれまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること。
- ・ワクチン接種後であってもマスクの着用を呼び掛けること。